

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月26日
【事業年度】	第6期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社東京スター銀行
【英訳名】	The Tokyo Star Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役頭取 タッド・バッジ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京スター銀行横浜支店 （神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行千葉支店 （千葉県千葉市中央区富士見二丁目3番1号） 株式会社東京スター銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行名古屋支店 （愛知県名古屋市東区武平町5番1号） 株式会社東京スター銀行大阪支店 （大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第6期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(12) 省略

(13) ～(14) 記載なし

（訂正後）

(1) ～(12) 省略

(13) 自己株式の取得の決定機関

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

(14) 取締役会決議による取締役及び執行役の責任の免除

当行は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）及び執行役（執行役であった者を含む）の同法第423条第1項による損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。